

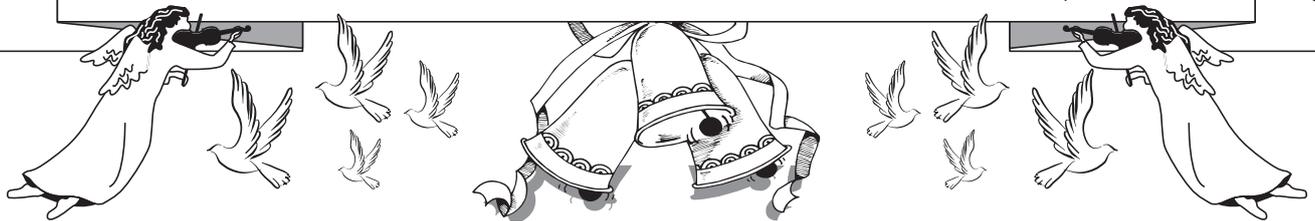
特定非営利活動法人・練馬精神障害者家族会

NPO 法人 練馬家族会

Fellowship of Nerima for the family of mentally handicapped persons

10年前の阪神大震災では、全国の多くのボランティアや任意団体が、災害の復旧に貢献しました。しかしながら、任意団体や個人の資格での活動であったがゆえに、行政からの公的な支援を得られず、活動は困窮しました。この問題をきっかけに、社会貢献するボランティア団体に対して、行政が公的に支援できるよう、特別な法人格を有することを認める法律が1998年に国会で成立しました。世に言うNPO法です。

NPO法人練馬家族会 誕生



練馬家族会では、国が定めたNPO法の目的・理念を頼りに、行政や社会からのさらなる支援を受けられるよう、40年足らずの任意団体としての活動に終止符を打ち、NPO法人格の取得を目指しました。そして2005年4月4日、福祉団体練馬精神障害者家族会は、特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会に生まれ変わり、定款（4ページに抜粋を掲載）に定めた法人の目的を完遂すべく、ここに再出発しました。

★ 2005年4月4日設立

昨年5月の練馬家族会総会で、NPO法人格の取得を目指すことを盛り込んだ会則が採択され、月一回以上の準備委員会を開催し、慎重な協議を重ねた結果、東京都に対して、法人設立の申請を12月中旬に行いました。それが、今年3月16日に認証されたのを受け、4月4日に法人登記の手続きを行い、正式に特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会が設立されました。

★ 事業の3本柱

NPO法人は、社会に貢献する事業（活動）を行わなければなりません。練馬家族会では、①教育啓発事業、②障害者支援事業、③家族支援事業を3本の柱に、事業を展開して行きます。この内、②は近い将来に事業を開始すべく調査・研究を始めましたが、①③は、従来の定例会・講演会・勉強会の開催、会報の発行、WEBの運営を継続し、さらに内容

の濃い事業とすべく検討しています。

★ なにがどう変わるのか

法人格の取得により、報告の義務が生じました。年度に行った全ての事業やその決算の報告を都に対して行わなければなりません。また、税務も発生しました。これにより、完全にクリアな形での事業運営や会計が行われます。

法の下、NPO法人への入会は、広く門戸を開かねばなりません。つまり、趣旨に賛同する様々な立場の方の参画によって、多角的な視点で事業の展開が行えます。

従来は定例会は、NPO法人の1つの事業として、家族交流会の名の下に継続され、これは、正会員以外の方であっても、当事者を持つ家族の方であれば、広く参加を呼びかけて行きます。

すでにNPO法人になって活動されている、他の団体や福祉施設との事業の連携なども視野に入れておりますので、密に連絡が取れる体制作

りを目指します。お互いの得意分野を共有しあうことで、事業運営が円滑になります。

★ 行政に望むこと

この表紙の冒頭に記しましたように、特定非営利活動支援法（NPO法）は、個人や任意団体に対しては難しい、行政からの公的支援を円滑に行う目的で成立しました。練馬家族会は、活動をさらに活性化するためにあたって、国が定めた、この法の理念の恩恵を拝受するために、法人化を決断しました。

行政の方々には、是非このことをご理解いただいて、旧任意団体時代以上のご支援をいただけるよう、ご検討いただきたいと考えております。幸い、練馬区では、行政とNPO法人の協働について、真面目な検討・議論が始まったということですので、今後の協働について、当会でも最優先の検討課題にして行きます。

再スタートを切ったばかりですが、練馬家族会の今後にご注目下さい。

平成17年4月度 定例会 報告

2005年4月22日(金) 13:30～16:30 中村橋福祉ケアセンター 2階集会室



家族会からの19名の参加者と光が丘保健相談所の岩瀬保健師を交えて、平成17年度の最初で最後の練馬家族会の定例会が行われました。

NPO 法人設立完了

橋本会長より、NPO 法人設立登記が4月14日に完了し、本日の定例会は福祉団体としての最後の定例会になるという内容の報告がありました。

総会のお知らせ

5月28日(土)に開催されることが、高田より報告されました。その内容は、練馬家族会の規約にのっとり旧福祉団体の解散が行われた後、NPO 法人練馬家族会の設立総会が行われ、その後に会員間の親睦を深める茶話会も持たれると、報告がありました。

NPO 法人化に伴う会費のあり方

資料を配布後、佐藤副会長より話がありました。特に、現行の定例会が家族交流会と名称が変更されるが、その内容は従来と変わらないなど、

現会員が一番不安に思っていることが詳しく話されました。

6月の施設見学会の希望施設

6月に施設見学会が行われますが、提案されている場所について、NPO 法人格になったことを踏まえ、初心に戻り「練馬区内作業所見学」を催したいという案があります。それについて、会員に意見を聞きました。

作業所に通所している当事者を持つ会員からは、「いろいろな人が見学に来ると風通しが良くなる」「地域の実情を知ることができる」等の意見がありました。また、今後、当事者を作業所に通所させたいという会員からは「地域の作業所がどこか、先ず、親の目で確かめたい」「地元のことを知りたい」「生活訓練施設やグループホームも見学したい」などの率直な意見が多くありました。また、「将来、NPO 法人練馬家族会も作業所を運営することもあるかもしれないので、勉強になると思う」など建設的な意見も出されました。

練馬区の作業所は21箇所あり、一日で全てを見学するのは無理なため、地域限定での見学会になる予定です。

岩瀬保健師を囲んで

新年度にあたり、あらためて保健相談所はどんな所か、という質問時間が設けられました。

Q：新年度ですが、大きなできごとはありますか。

A：保健相談所と福祉事務所の保健師に異動がありました。また、桜台保健相談所が7月に移転します。

Q：保健師の異動の周期はどのくらいですか。

A：4～5年くらいです。

これについて、「精神障害を持つ当事者やその家族も含めて、親しんできた保健師が変わることで戸惑いも多い。長期にお付き合いができるような対策を考えてほしい。」という会員からの要望がありました

Q：1人の保健師の担当する分野は決まっていますか。

A：分野は決まっていません。赤ちゃんからお年寄りまでを、1人の保健師で1万人を対象に動いています。また、福祉事務所や高齢者課にも保健師は配置されています。

Q：新規事業はありますか。

A：子どもの虐待予防の相談窓口ができました。相談日時は区報でお知らせします。

Q：保健相談所を取材する際の窓口はどこですか。

A：区の広報に連絡を入れてください。

Q：保健相談所には保健師の他にどんな職種の人が働いていますか。

A：看護師、助産婦、精神保健福祉士、ケアマネージャー等がいます。また、保健師は女性だけと思われがちですが、男性もいます。





Q：練馬家族会が任意団体からNPO法人になったが、今後も、こういった集まりに参加してもらえますか？

A：現在検討中です。

NPO法人練馬家族会としては、今後も保健師の参加を切に望んでいる、という発言が橋本会長からありました。

また、6月の施設見学の補足として、区外の作業所への通所も可能なので、そういった所も案に入れてはどうか、という保健師からの提案もありました。

当事者の結婚について

ある会員さんから、次のような身

につまされる発言がありました。「娘は現在入院中ですが、病院にも親にも相談せずに、同じ病院に通院している男性と婚姻届を内緒で出してしまいました。役所からの通知でこのことを知り、すぐに離婚させましたが、病院の対応に大いに疑問を持ちました。」

明日は我が身、と考えなくてはいけないというのが、年頃の娘や息子を持つ家族からの共通の意見でした。幾人かの会員に、「あなただったらどうしたか」と、個人的に意見を聞いてみましたところ、次のような回答をいただきました。

- 精神障害者であっても、恋愛や結婚は憲法で保障されている権利であるのだから、親が強干渉するのはいかがなものだろうか。
- 精神病患者だから、結婚について親が口を出すのは当然だと思う。
- 当事者も親たちも、十分に話し合いをして、良い解決方法を見つけたい。
- 病院は入院患者のことをしっかりと把握しておくべきだが、親は

ちょっと干渉し過ぎではないだろうか。

- 自分なら、第三者に話を聞いてもらい、その意見を踏まえながら、当事者も親も一緒に話し合うだろう。

さて、この件に関しての読者諸氏の感想はいかがでしょう。

その他にも、医療機関やその関係者に対する要望もいくつか出されましたが、定刻になりましたので、次回へと話題は持ち越されました。

5月は総会が開催されますので、定例会はお休みですが、6月より、NPO法人練馬家族会主催の家族交流会として毎月開催されます。

(広報 高田)



福祉用語の基礎知識

耳慣れない専門用語の意味を理解することも、福祉活動の第一歩とも言えます。

● ECT

electroconvulsive therapy の略語で、日本語では電気ショック療法または電気けいれん療法と呼ばれている。過去に懲罰的な意味で使われるなどの事件があったため、閉鎖的で陰湿なイメージがつきまとう治療方法だが、現役の治療方法である。特に、自殺念慮の強いうつ病や統合失調症においては、薬物療法に行き詰まった場合、残された治療方法として有効である

と考えられている。その治療を受ける際には、医療関係者からの十分なインフォームド・コンセントを受け、納得した上で治療に取り組む必要がある。

● 認知療法

認知とは「外界の情報を取り入れたり、取り入れた情報を保存したり、保存した情報を元に新たな知識を構成したり、新たな外界の問題を解決する」といった人が行なう情報の処理全般を意味することである。そういった情報処理は、幼児期から現在までの間に自然に身に付けてしまうことが多く、その処理に起るなんらかの「ゆがみ」や「くせ」を正そうとする治療方法である。1960年代初頭に、アメリカのアーロン・T・ベック教授が「うつ病」の治療方法として始め、

現在ではうつ病以外の様々な問題にも用いられている。

● 家族療法

患者とともに家族をも治療の対象とする精神療法のこと。家族関係が引き金となって発症した心の病気に有効である。また、うつ病や統合失調症の場合などは、病気が長期に渡るため、家族のストレスも当事者以上にあり、それによる軋轢で当事者の病気が悪化することも多いため、家族に対する教育も必要となってくる。こうした教育を心理教育的家族療法と呼んでいる。すなわち、家族も治療者の一人であるという認識を持ち、医療関係者と共に治療に参加する必要がある。そういった意味では、精神障害者家族会に参加することは家族療法とも言えるようだ。

NPO 法人設立の認証を申請するにあたって、昨年 11 月に東京都に提出した、設立趣旨書の全文と定款の抜粋をここに掲載します。当会は、NPO 法人として、これらの文章を胸に刻んで活動を続けていくことを誓います。また、この趣旨が無意味に感じられるような、素晴らしい福祉社会が 1 日も早く訪れることを、夢見て止みません。

特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会 設立趣旨書

「ノーマライゼーション」とは、与えられた素材の異常をノーマル（＝正常）にすることを指すコンピュータ用語だが、近年では、福祉用語として、言われ無き被差別者の被差別解消の意味で使われる。この発端は 1950 年代、デンマークの知的障害者施設で人権侵害が行われていたことを親が知り、その状態を改善すべく行われてきた運動が元になっている。

精神保健福祉において、ノーマライゼーションとは、障害を無理に軽減することではない。また、障害を異常と扱い、施設に閉じ込めることで、社会を正常に保つということでも無いのである。正しくは、障害者が存在する地域や社会が当たり前である、と考えることである。

かつて、日本の歴史上、精神障害者に対して非人道的とも言える精神病者監護法は、今から 100 年ほど前に制定された。この法律の下、家族が精神障害者を監視しなければならず、それを厳重に管理したのは警察であった。これは、ノーマライゼーションから程遠い愚策であったと言える。

現在、幸いなことに、平成 14 年に施行された改正精神保健福祉法では、国民の義務として、精神障害者に対する理解、社会参加と復帰に協

力するよう定められている。また各自治体においては、正しい知識の普及のため、広報活動等で、地域住民に関心と理解を促すよう求めている。1 世紀前とは雲泥の差の、素晴らしい法律が日本にあると言える。

しかしながら、改正精神保健福祉法が施行されても、なお受ける、言われなき偏見・誤解・差別は、義務教育で精神障害について学ぶ機会が無い、すなわち国民が無知であることが原因の一つであると考えられる。このような現状を鑑みて、まず、家族がこの病気のことを知り、学習の成果を社会に対して啓発していかなければ、真のノーマライゼーションは確立できない。精神保健福祉についての情報も不足している現在は、家族同士の情報交換や自助活動も必要である。任意団体練馬精神障害者家族会では、40 年近くの活動において、まず家族が無知から解放されて自助を速やかに行なえるように努力してきた。

現在、法律の下、身体障害や知的障害と同列に扱われるべき精神障害が、行政の施策では未だに差別されていることも事実だ。その差別の解消への布石として、厚生労働省が平成 16 年春に発表した「こころのバリアフリー宣言」にも明らかな通り、一般市民であっても、精神病の発症

は予断がならない。精神障害の予防のためには、自分や身内の精神病発症以前に、十分な知識を持つことが、一般市民にとっての利益であるとともに、現代社会の急務であり、そのための教育や啓発が必要だ。また、精神障害の予後においては、ケアとサポートが必要になるが、現状では行政のケアとサポートは不足しがちで、地域に根付いた民間の支援が必要だ。

精神保健福祉における民間からの支援として、広く一般市民へ向けるためにメディアを利用した精神保健福祉についての情報提供や教育および啓発、精神障害者が社会的自立に向けて訓練を行うための福祉施設の運営や支援、精神障害者を持つ家族が情報を得るための交流会や各種講演会の開催などを挙げるができる。

これらの、現在の社会に不可欠でありながら不足している公益的社会活動を事業として行なうためには、公明正大かつ十分な運営資金と人材が必要である他、自助中心にならざるをえない任意団体としての活動に限界を感じ、広く公益サービスを行わない社会に貢献するため、ここに特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会を設立する。

特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会 定款（抜粋）

第 1 条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会と称する。略称として NPO 法人練馬家族会を使用する。

第 3 条（目的）

この法人は、広く一般市民を対象として、現在厚生労働省が掲げている「精神疾患の予防」や「精神

障害者と共生できる社会」という見地から、精神障害に関する教育啓発事業を通して、一般市民の精神保健福祉における意識の向上を目指し、ノーマライゼーション（障害者や高齢者なども含め、誰もが共に生きる社会が正常だと言う考え）等の実現を図ると共に、障害者支援事業を通して、精神障害者

の福祉向上や自立支援を行い、精神障害者を持つ家族に対しては、家族支援事業として、自助活動、学習支援、情報提供を行うことを目的とする。

第 4 条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 教育啓発事業
 - ① 精神保健福祉情報を掲載するインターネット等オンライン媒体の運用
 - ② 精神保健福祉情報を掲載する印刷媒体の発行
 - ③ 一般市民へ向けた精神保健福祉についての講演会開催
- (2) 障害者支援事業
 - ① 精神障害者のための共同ホームの運営
 - ② 精神障害者のための共同作業所の運営
 - ③ 精神障害者福祉施設生産品の販売支援
 - ④ 精神障害者の生活の現状について調査報告の実施
 - ⑤ 精神障害者のための生活技能訓練（SST）講習会主催
 - ⑥ 精神障害者の職能訓練
- (3) 家族支援事業
 - ① 精神障害者を持つ家族のための交流会の主催
 - ② 精神障害者を持つ家族のための福祉施設見学会の主催
 - ③ 精神障害者を持つ家族の生活の現状について調査報告の実施
 - ④ 精神障害者を持つ家族のための精神保健福祉についての勉強会開催
 - ⑤ 精神障害者を持つ家族のための生活技能訓練（SST）講習会主催
 - ⑥ 精神障害者を持つ家族のた

めの相談会の開催

- ⑦ 精神保健福祉分野における各種大会への参加
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第6条（会員の種類）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会の条件は、特に定めない。

第15条（職務）

1. 理事長は、この法人を代表し、その職務を統轄する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

第23条（総会の権能）

総会は、この法人の運営に関する

次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の選任又は解任、役員職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属先
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

第24条（総会の開催）

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった場合
- (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

第29条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

精神科作業療法協会

POTA 主催

「障害者自立支援センター」設立記念
講演会のお知らせ精神障害者の企業就労と支援
～成功の秘訣は企業を知る事から始まる～

日 時：2005年7月17日（日） 13:00～17:00

会 場：練馬区役所地下1階 多目的会議室

内 容：当事者の就労体験発表、自立支援センターの紹介等

講 師：秦 政 氏（アドバンテッジリスクマネジメント顧問、
経団連・障害者雇用支援アドバイザー等）

問合先：POTA 就労支援事業部（担当・馬場）

お問い合わせは電子メールか FAX にてお願い致します

電子メール：ooizumi_ot@hotmail.com

FAX：03-3924-3389（大泉病院 社会療法課）

心の身だしなみ？

今まで目に触れる機会の少なかった「政府広報」ですが、ホームページで時々拝見しています。4月後半、こんな情報が掲載されていました。「公共サービスにおける配慮マニュアル-障害のある方に対する心の身だしなみ（内閣府）」。これは、障害者基本計画に掲げられた「公共サービス従事者に対する障害者理解の促進」を具体化するために作成されたものです。しかし、このマニュアルが公的サービスの窓口に置かれる状況を考えると、ノーマライゼーションの扉がやっと開いたのかと感ずることしきりです。（広報 高田）

NPO 練馬家族会 主催
法人

福祉施設見学会 開催のお知らせ

日 程：2005年6月8日（水）

行き先：練馬区内 桜台・江古田
周辺福祉施設

集合場所：西武池袋線桜台駅北口

集合時間：午前10時

出発時間：午前10時15分

参加費：お一人1,000円

※昼食代含む

※正会員は無料

※当事者のみの参加は
ご遠慮下さい

練馬家族会では、例年ならばバス旅行の時期ですが、地元作業所を見学したいという意見もあり、今年は、NPO 法人設立の挨拶も兼ねながら、また、気持ちを新たにして、早い時期の福祉施設見学会となりました。

また、今年度より、NPO 法人練馬家族会の家族支援事業の一環として、この福祉施設見学会を開催いたしますので、会員以外の一般の方も、ご興味を持たれましたら、ぜひご参加下さい。この行事を機会に、ご入会をご検討いただければ幸いです。

見学を予定している施設は、次の4箇所です。

- ① ホサナショップ（作業所）
- ② すのうべる（作業所）
- ③ アットホーム（グループホーム）
- ④ えごのみ（作業所）

午前中に1施設見学後、昼食を摂り、午後からは3施設の見学とします。さらに詳しい時間割やコース等

は、当日、お知らせ致します。当事者の方ももちろん参加できますので、ご家族も含めて、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

参加された家族の懇親を目的に、昼食は簡単な会食を予定しております。その席を予約する都合がありますので、見学会の参加人数を把握しなければなりません。

参加ご希望の方は、必ず、前日までに、家族会事務局（☎03-3994-3250）に参加をお申し込み下さい。

ご協力、よろしく願います。

製作協力をお願い

練馬家族会は、会員会費と助成・補助金等で運営していますが、現状の予算では活動に制約があります。そこで、当会報や家族会ホームページへの製作協力を、資金援助という形で、心ある皆様をお願いしております。練馬家族会のスポンサーとして、私達の活動を応援してください。よろしく願います。

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を

目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科・歯科

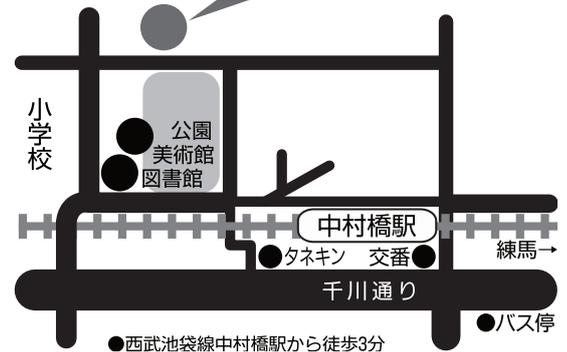
〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

NPO 練馬家族会主催 6月度家族交流会 開催のお知らせ

日 時：6月24日(金) 13:30～16:30
 場 所：中村橋福祉ケアセンター 2階集会室
 (貫井1-9-1 / ☎ 03-3926-7211)

中村橋福祉ケアセンター



6月からの定例会は、装いも新たに、NPO 法人練馬家族会主催の家族交流会となります。しかしながら、任意団体であってもNPO 法人であっても、家族会活動の基本は、同じ悩みを持った家族どうしが語り合える例会への参加です。NPO 法人の正会員でない方も、家族交流会の年間参加者として、是非ご参加下さい。
 ※見学も歓迎しております。(見学科 500 円)

家族会新役員について

NPO 法人練馬家族会では、定款第13条により、6人以上15人以下の理事、および監事1名を、役員として選任する必要があります。

NPO 法人設立申請に先立ちまして、昨年11月に開催した設立発起人総会で、右記の11名を満場一致で選任し、設立当初の役員として法人登記いたしました。尚、役員報酬は当面ありません。

■平成17年度役員(敬称略)

橋本 邦子 …… 理事長	奥田 和子 …… 理事
佐藤 英明 …… 副理事長	高田 悦子 …… 理事
工藤 忠夫 …… 副理事長	長谷川 光 …… 理事
山田 笑子 …… 理事	山田 謙美 …… 監事
渡邊 ミツ子 …… 理事	
奈良谷 栄子 …… 理事	どうぞ、よろしくお願
依田 和子 …… 理事	いいたします。

家族会NOW!!

● NPO法人設立

福祉団体練馬精神障害者家族会は、4月4日(月)付けで、特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会を設立しました。

● NPO準備委員会

第11回目になる表題の催しの最終回が、4月16日(土)に練馬家族会事務所で行われ、家族会会員8名が参加しました。長い間、お疲れさまでした。

● 練馬区社会福祉協議会助成金

平成17年度分が5月6日(金)に交付されました。ありがとうございました。

● 練馬区補助金

4月27日(水)、平成16年度区補助金支出報告書及び決算書を、区障害者課に提出し、無事受理されました。

● 名称変更届け

4月22日(金)、NPO 法人格取得に伴い、名称変更届けを区障害者課及び区商工観光課に提出しました。

● 平成17年度第1回理事会

表題の催しが5月7日(土)に、家族会事務所で行なわれ、理事9名が参加しました。

● 水野国賠訴訟を支援する会への署名

都連(東京つくし会)より要望のあった表題の署名を、役員会で協議後、当会も賛同に意思を固め、定例会等で会員各位に署名をお願いし、4月下旬に提出しました。

● 「西熊を正す会」結成趣意書への署名

都連(東京つくし会)より要望のあった表題の署名を、役員会で協議後、当会も賛同に意思を固め、定例会等で会員各位に署名をお願いし、4月下旬に提出しました。

● 精神科作業療法協会様冊子

上記の冊子をいただきました。ありがとうございます。

● NPO法人さくら会会報

上記の冊子をご送付いただきました。ありがとうございます。

HL パソコン教室

基本操作からホームページまで、パソコン書籍著者がマンツーマンで直接教えます。年配の方、初めての方でも大丈夫です。

週1回1時間のレッスン
 入会金8,000円・月謝12,000円
無料体験講座随時実施中!!
 場所：中村橋駅から徒歩5分
 問合：03-3926-2451 (オフィス構体内)

この会報をご覧になった方に限り
襖 貼替 特価 1枚 2,500円
障子貼替 特価 1枚 2,300円

その他、内装工事すべて
通常より1割5分引き
 親切・丁寧にお引き受け致します。

電話：03-3992-6550
 内装工事一式 襖・クロス
橋本表具店

NPO法人 練馬家族会 入会のご案内

個人ではできない社会への働きかけも、皆で行なうことで、理想の実現が近づきます。心ある方は、是非当会に入会して、運営や活動にご協力ください。

会費 正会員 年会費 20,000円 (個人)
賛助会員 年会費 10,000円 (団体可/一口)
私達と一緒に明るい福祉社会を築いて行きましょう。
お問い合わせ・お申込みは事務局までどうぞ。あなたのご入会をお待ちしております。(NPO法人 練馬家族会)

平成17年6月度 NPO法人練馬家族会主催 行事予定

6月8日(水) 10:00～ ※これらの練馬家族会主催行事につきましては、詳細を本誌6～7ページに掲載しましたので、ご覧になってください。
福祉施設見学会
6月24日(金) 13:30～16:30
家族交流会

区内各保健相談所「家族の集い」6月予定

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

6月3日(金) 14:00～16:00 光が丘保健相談所 光が丘2-9-6 ☎03-5997-7722	6月13日(月) 14:00～16:30 桜台保健相談所 豊玉上2-22-15 ☎03-3992-1188
6月3日(金) 13:00～15:00 関保健相談所 関町北1-21-15 ☎03-3929-5381	6月14日(火) 10:00～12:00 大泉保健相談所 大泉学園町5-8-8 ☎03-3921-0217
6月6日(月) 14:00～16:00 北保健相談所 北町8-2-11 ☎03-3931-1347	6月27日(月) 14:00～16:00 石神井保健相談所 石神井町7-3-28 ☎03-3996-0634

生活支援センター「きらら」6月スケジュール

[情]: 区情報公開室 2階 [職]: 区職員研修所 2階 [区]: 区役所 20階交流室 オープンスペース [職] 毎週 土・日曜 12:00～20:00 オープンスペース [情] 毎週 月・金曜 17:00～20:00 毎週 木曜 13:00～20:00 (13・17日は13:00～、16日は17:00～) オープンスペース [区] 毎週 火曜 13:00～20:00(14日は[情]) オープンスペース [光が丘ボランティアセンター] 3日(金) 13:00～16:00 オープンスペース [関町ボランティアセンター] 10日(金) 13:00～16:00 オープンスペース [大泉ボランティアセンター] 24日(金) 13:00～16:00	面接相談 毎週火金午前中 [情] パソコン教室 (要予約) [区] 7・21・28日(火) 14:00～17:00 パソコン開放 [職] 11・25日(土) 14:00～17:00 SST [情] 16日(木) 20・27日(月) 14:00～16:00 6月6日(月) 13:30～15:30 スポーツ [臨床福祉専門学校] 6月9日(木) 16:00～ [公民館] 夕食作り・夕食会 6月11日(土) 14:30～15:00 [職] 当事者の会 (せきららの会) 6月18日(土) 14:00～ [職] 茶道の日 6月25日(土) 16:00～ [職] 茶話会
---	--

※その他、お問い合わせ・ご予約は、☎03-3557-9222 (きらら) まで直接お願いします。

※きらら発行の「たけのこ」誌やホームページ (<http://www.neri-shakyo.com/kirara/takenoko.html>) でも、スケジュールをご覧になれます。

※水曜日はお休みです。

編集後記

人間である限り、恋愛や結婚は避けて通ることのできない事柄の一つと言えます。人類が2足歩行をし始めた時から、他者に対しての「愛」という感情が芽生え始めたとか何かの本で読んだことがあります。そういった感覚も脳がコントロールしていると思うと、燃えるような恋も少し冷めてしまいますね。

さて、4月の定例会で精神障害者どうしの結婚が話題になり、実は、喧々諤々、口角沫を飛ばしての話し合いとなりました。ところで、当事者を持つ親も若かりし頃のことを思い起せば、恋に悩み、結婚をし、子供が生まれて、と細やかな幸せを夫婦共々享受してきたと思います。私は当事者である弟の恋愛問題の度に、できる限り賛成をしてきました。精神障害者であることのリスクは大きいですが、だからと言って、人間としての自然な感情を否定することは、人を愛することの幸せを知っている一人の人間として、私にはできないからです。両親は「皆に迷惑をかけるから」とつぶやいていましたが…。

「結婚は悲しみを半分に、喜びを2倍に、そして生活費を4倍にしてくれる」という諺がイギリスにあることをお伝えします。(高田悦子)

練馬家族会 会報 2005年6月号

2003年11月創刊 通巻第19号

発行日: 2005年5月25日

発行所: 特定非営利活動法人

練馬精神障害者家族会 事務局

東京都練馬区栄町18-12

Tel& Fax 03-3994-3250

発行人: 橋本邦子 (NPO法人練馬家族会 理事長)

編集: NPO法人練馬精神障害者家族会

制作: office BOYA

東京都練馬区中村北2-25-5

Tel& Fax 03-3926-2451

印刷所: 有限会社 弘文堂印刷所